

創業促進サポート補助金の創設について

経済部商工労働課

市内における創業を促進し地域経済の活性化を図るため、創業促進サポート補助金を創設します。新たに市内で創業する人に対して、創業時に必要となる主な経費の一部を予算の範囲内で補助します。

創業促進サポート補助金の概要につきましては、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 補 助 率 | 補助対象経費の2分の1以内 |
| 2 | 予 算 額 | 1, 0 0 0 万円 |
| 3 | 補助上限額 | 1 0 0 万円 |
| 4 | 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業所改装費 ※工事等に係る経費が10万円(消費税を除く)以上であること・ 備品購入費 ※備品の購入に係る経費が3万円(消費税を除く)以上であること・ 販売促進に係る経費 など |
| 5 | 申請受付期間 | 平成30年5月1日(火)から7月31日(火)まで
※土・日・祝日を除く
※ただし、申請期間内であっても交付決定額が予算額に到達した時点で受付終了となります。 |
| 6 | 補助対象者 | 申請年度内に市内で創業し、市税に滞納がなく、伊勢崎市特定創業支援事業の支援を受けていて、交付申請時に他の法人の代表または役員の職にないなど、いくつかの要件を全て満たす人が対象となります。 |

※事業の詳細につきましては、別紙リーフレット「伊勢崎市創業促進サポート補助金のご案内」をご覧ください。